

# 福島第一原子力発電所事故に伴う 空間放射線量の測定を実施します

市内6地点および教育施設などで空間放射線量を測定し結果を公表します

県では、福島第一原子力発電所の事故発生後、県内各地で空間放射線測定や農産物などの放射能測定を実施しています。

その結果、現在までの発表では、「健康に影響を与えるレベルではない」としています。

しかし、連日の報道により、市民の放射線量に対する関心や不安が高まっていること、また、子どもの安全・安心を確保するため、簡易型放射線測定器(定時定点測定用6台・教育委員会2台)を購入し、市内の空間放射線量の測定と公表を行います。

## ① 測定実施内容

- ・市消防署および消防署出張所(5カ所)計6カ所で測定します。
- ・学校・幼稚園・保育所・子育て支援センター・児童館など、学校や乳幼児用の教育施設などについては、市職員が全個所を巡回し測定します。

## ② 実施時期

- ・消防署については6月24日、教育施設などについては6月29日から順次測定を開始しています。結果は測定の翌日、市ホームページおよびメール配信サービスにて掲載・配信します。(金・土・日曜日は翌週月曜に掲載します)

なお、6月21日には、県から臨時に簡易型放射線測定器を借用し、市消防署および消防署出張所(5カ所)計6カ所と小学校(5カ所)で測定し、結果を市ホームページに掲載しています。

【問い合わせ】 幼稚園・小中学校に関すること 教育委員会学校教育課 ☎0220(34)2679  
そのほか空間放射線に関すること 市民生活部環境課 ☎0220(58)5553

## 市議会 6月定例会

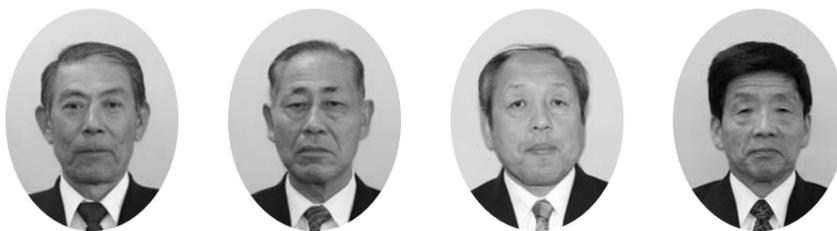
### 新しい市議会議長 副議長を選出

6月16日に開会された市議会6月定例会において、星順一議長と八木しみ子副議長から、辞職願が提出されました。これに伴い、議会で選挙が行われた結果、新しい議長に田口政信氏、副議長に浅田修氏が選出されました。任期は平成25年4月28日までとなっています。

また、任期満了に伴い各常任委員会委員長が決まりました(敬称略)。



議長 及川昌憲 (南方)  
副議長 浅田修 (米山)  
議長 田口政信 (南方)



建設水道委員長 金野静男 (石越)  
産業経済委員長 佐藤勝 (迫)  
教育民生委員長 中澤宏 (豊里)  
総務企画委員長 沼倉利光 (中田)

## 国民健康保険税のお知らせ

# 経済の低迷や震災に考慮し 税率を据え置きします

国民健康保険制度は、病气やけがなどを受けたときに安心して治療を受けられるように、医療費などの給付を行う医療保険制度で、社会保険加入者以外がすべて加入する保険制度です。

今年度の国民健康保険税率は、長期化する経済の低迷や東日本大震災により被災を受けた被保険者の負担軽減に配慮し、今年度の医療費推計総額に不足する財源を財政調整基金から繰り入れを行い、税率の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額を据え置きとするものですが、地方税法施行令の一部改正が平成23年4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税に含まれる「医療給付費分」・「後期高齢者医療支援金分」・「介護納付金分」の課税限度額が、それぞれ【表1】のとおり引き上げられます。

新しい税額の適用は今年4月で、7月以降の納付分から調整することになります。

【表1】 国民健康保険税率改正表  
医療給付費分(医療分)・・・国保加入者全員が対象  
後期高齢者医療支援金等分(支援金分)・・・国保加入者全員が対象  
介護納付金分(介護分)・・・40歳以上65歳未満の人が対象

区分	医療分		後期高齢者医療支援金		介護分	
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
所得割額 (前年分所得-33万円)×税率	8.00%	■税率は据え置き	2.00%	■税率は据え置き	2.04%	■税率は据え置き
資産割額 本年度固定資産税額(償却資産分を除く)×税率	8.00%		2.30%		5.70%	
均等割額 被保険者一人につき	19,500円		5,400円		7,500円	
平等割額 一世帯につき	20,000円		5,600円		6,400円	
各限度額	500,000円		510,000円 (①)		130,000円	
限度額合計	現行730,000円		改正後770,000円(①+②+③)			

## 国民健康保険税の減免・軽減について

①失業、病气などにより納付が困難な場合は、国民健康保険税減免取扱要綱の規定に基づき、国民健康保険税の全部または一部が減免される場合があります。

②東日本大震災により、納税義務者が死亡、障害者となった場合、または居住する住宅が、り災証明書により半壊以上と判定された世帯については、国民健康保険税の全部または一部が減免される場合があります。

③就職していた企業の倒産や解雇、雇止めなどにより離職された人(非自発的失業)に対し、平成22年4月から在職中に負担されていた医療保険と同程度の負担で国民健康保険に加入できる軽減制度ができました。

この軽減制度では、雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者の国民健康保険税を翌年度末まで、前年の給与所得を100分の30とみなして税額を算定します。

④前年の所得が一定基準以下の世帯は、国民健康保険税の均等割額と平等割額を所得に応じて7割、5割、2割そ

## 国民健康保険資格の異動届は忘れずに

それぞれ軽減する制度があり、世帯ごとに軽減判定を行い税額が算定されます(申請は不要です)。

①②③の減免・軽減については申請に当たり、り災証明書、離職証明書や退職時までの源泉徴収票、雇用保険受給資格者証など今年の収入見込みが分かる資料、印鑑(認印)などの各種資料が必要となりますので、申請の際は事前に税務課国民健康保険係または各総合支所市民課にご相談ください。

国民健康保険の加入世帯で、①転入・転出した人がいる場合

②国民健康保険から社会保険への加入者がいる場合

(国民健康保険の資格は自動的に変更されません)

③社会保険に加入していた人が社会保険をやめた場合  
などの場合は、各総合支所手続きをしてください。

## 【問い合わせ】

総務部税務課  
☎0220(22)2163  
各総合支所市民課